

熊本県公報

第 1 1 6 5 0 号
平成 20 年 1 月 30 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 告 示**
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定 (障害者支援総室) 1
 - 熊本県収入証紙売りさばき人の指定の取消し (会 計 課) 1
 - 公 告**
 - 開発行為工事完了公告 (建 築 課) 1
 - " (") 2
 - 熊本県立農業大学校給食業務委託に係る募集公告 (農業経営課) 2
 - 登 載 依 頼**
 - 熊本県農業振興促進審議会の開催 (農林水産政策課) 5
 - 平成 19 年度第 1 回熊本県保健医療推進協議会の開催 (医療政策総室) 5
 - 熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会) 5
 - 熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (") 6

告 示

熊本県告示第 67 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 32 条第 1 項の規定により指定相談支援事業者を次のとおり指定した。

平成 20 年 1 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
つくしの里 相談支援センター 菊池郡大津町平川 400 番地	社会福祉法人 清和会 菊池郡大津町平川 400 番地 西澤 峯雄	平成 20 年 1 月 21 日	4332210121	相談支援

熊本県告示第 68 号

熊本県収入証紙条例（昭和 39 年熊本県条例第 24 号）第 5 条第 1 項の規定による売りさばき人の指定を次のとおり取り消した。

平成 20 年 1 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

住 所	名称及び代表者氏名	取消年月日
熊本市上通町 7 番 32 号 熊本県蚕糸会館	社団法人 熊本県貸金業協会 会長 原野 利一	平成 20 年 1 月 22 日

公 告

熊本県公告第 62 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 20 年 1 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
荒尾市荒尾字上府本道 4210 番 18、同 4210 番 19、同 4210 番 20、同 4210 番 21 及び同字
下府本道 4300 番 28
10,140.56 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市中央区天神三丁目 11 番 1 号
株式会社シティプラネット

熊本県公告第 63 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、
同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 20 年 1 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
玉名市河崎字中島 522 番 12、同字出ノ上 536 番 2、同 537 番、同 538 番、同 539 番 1、
同 540 番 1、同 541 番 1、同 549 番 1、同 536 番 3 の一部、同字東原 582 番 1、同 584 番 1、
同 584 番 3、同 584 番 4、同 587 番 1、同 588 番、同 582 番 3、同 587 番 3、同 589 番 3、
同 587 番 4 の一部、同 589 番 4 の一部及び里道の一部
4,959.94 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
玉名市河崎 600 番地
株式会社ブリヂストン 熊本工場 工場長 内田伸二

熊本県公告第 64 号

次のとおり総合評価一般競争入札に付する。

平成 20 年 1 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 総合評価一般競争入札に付する事項
 - (1) 委託業務の名称
熊本県立農業大学校給食委託事業
 - (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 委託期間
平成 20 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで
- 2 入札に参加できる者
次の要件をすべて満たす者とする。
 - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱
（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札
参加資格を有すると決定された者であること。「有資格者として営業品目 給食業
務に登録された者であること。」
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3 に掲げ
るところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
 - (2) (1) の有資格者で、等級格付が B 以上の者であること。
 - (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者
又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けて
いること。
 - (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者
又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けて
いること。
 - (5) 著しい経営状況の悪化並びに資産及び信頼度の低下の事実がなく、かつ、契約が
確実に履行されると認められる者であること。
 - (6) 入札日時（平成 20 年 2 月 28 日（木）午後 2 時）において、熊本県物品購入等及
び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）に
よる指名停止期間中でないこと。また、過去 2 年間に契約締結拒否等の行為がない
こと。
 - (7) 過去 2 年間の契約において、粗悪な施行を行ったり、契約の不履行がないものであ
ること。
 - (8) 県内に事業所を有すること（事業所とは、熊本県との入札及び契約等の権限を委
任されている支店、営業所等をいう。）
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2 の (1) に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者
は、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨
を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の (2) の場所へ持参又は郵送（書留
郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先

熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）

郵便番号 862-8570 熊本市水前寺6丁目18番1号

電話 096-383-1111 内線 6350

ダイヤルイン 096-333-2581

- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成20年1月30日（水）から平成20年2月14日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 4 入札参加資格確認申請書の提出
本入札に参加を希望する者は、2に掲げる要件のほか、4の（1）に記載する要件について、4の（2）から（4）により入札参加資格確認申請書を提出し、その確認を受けなければならない。
 - (1) 要件
 - ア 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第10条第1号から第10号に定める欠格事項に該当しないこと。
 - イ 宗教活動又は政治活動を目的としていないこと。
 - ウ 特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、又は反対することを目的としていないこと。
 - エ 上記アからウのほか、契約の履行が困難であると認められる者でないこと。
 - (2) 提出期間
平成20年1月30日（水）から平成20年2月14日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時30分までとする。
 - (3) 提出場所
5に記載のとおり
 - (4) 提出方法
持参又は郵送（書留郵便に限る。）
- 5 契約条項を示す場所
熊本県農林水産部農業経営科
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺6丁目18番1号
電話 096-333-2374
- 6 入札手続等
 - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
 - ア 交付期間
平成20年1月30日（水）から平成20年2月14日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時30分までとする。
 - イ 交付場所
5に記載のとおり
 - (3) 入札説明会の日時及び場所
 - ア 日時
平成20年2月7日（木）午後2時から
 - イ 場所
熊本県立農業大学校
 - (4) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時
平成20年2月28日（木）午後2時から
 - イ 場所
熊本県庁本館 902 会議室
 - (5) 入札書及び総合評価のための提案書の提出方法
6の（4）に記載の入札場所に持参するものとする。
- 7 その他
 - (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を6の（5）に記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 - ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る）。
 - (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札

- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
 ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提出しない者のした入札
 エ 記名押印を欠く入札
 オ 金額を訂正した入札
 カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 キ 明らかに連合によると認められる入札
 ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
 ケ 2 以上の意思表示をした入札
 コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 入札方法
 ア 入札金額は、委託業務（3 カ年分）に要する費用とする。
 イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
 エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- (5) 落札者の決定方法
 ア 予定価格の制限の範囲内の入札価格による有効な入札書を提出した者（以下「有効入札書提出者」という。）にあっては、イ及びウの方法により総合評価（満点 100 点）を行う。
 イ 総合評価のための提案書については、次の日時等に行われる有効入札書提出者によるプレゼンテーションの内容を加味し、技術点を与える（満点 50 点）。
 (ア) 日時
 平成 20 年 3 月 4 日（火）（時間については別途通知予定）
 (イ) 場所
 熊本県庁本館 801 会議室
 ウ 入札価格については、「(最低の入札価格 ÷ 評価する入札価格) × 50 点」により算定し、価格点とする（満点 50 点）。
 エ 上記イ及びウにより算定された技術点及び価格点の合計点数が最も高い者を落札者とする。ただし、技術点が著しく低いときは、落札者としがない場合がある。
 オ 技術点及び価格点の合計点数が最も高い者が 2 者以上あるときは、技術点が最も高い者を落札者とし、それでも同点の場合は、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かぬ者があるときは、これに代えて入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (6) 最低制限価格
 無
- (7) 契約の締結
 ア 契約書作成の要否
 要
 イ 契約の締結期限
 落札者決定の日から 14 日以内とする。
 ウ 落札者からの契約締結の申出期限
 落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (8) 契約保証金
 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
 ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る）。
- (9) その他詳細は、入札説明書等による。

熊本県農業振興促進審議会公告第 1 号

熊本県農業振興促進審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該審議会の傍聴手続は、次のとおりです。

平成 20 年 1 月 30 日

熊本県農業振興促進審議会

- 1 開催日時
平成 20 年 2 月 12 日（火）
午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁 行政棟本館 8 階 本館 802 会議室
- 3 議題
(1) 農業振興地域の区域の変更について
(2) 市町村が定める農業振興地域整備計画の変更について
(3) その他
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県農業振興促進審議会事務局（熊本県農林水産部農林水産政策課農振班）
（電話 096-333-2365 ダイヤルイン）

熊本県保健医療推進協議会公告第 1 号

平成 19 年度第 1 回熊本県保健医療推進協議会の会議を次のとおり開催する。

平成 20 年 1 月 30 日

熊本県保健医療推進協議会長

- 1 開催日時
平成 20 年 1 月 31 日（木）午後 2 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
- 2 開催場所
熊本テルサ 3 階 たい樹（熊本市水前寺公園 28 番 51 号）
- 3 議題
(1) 第 5 次熊本県保健医療計画（案）について
(2) 各種計画の策定状況について
(3) その他
- 4 傍聴人の定員
10 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県保健医療推進協議会事務局（熊本県健康福祉部医療政策総室内）
（電話 096-333-2204）

熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 1 月 30 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第 1 号

熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する規則（平成 15 年熊本県人事委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 4 条第 2 項及び第 4 項並びに第 9 条」を「第 7 条第 2 項及び第 4 項並びに第 12 条」に改める。

第 2 条の見出しを「（職員の任期を定めた採用の公正の確保）」に改める。

第 3 条中「第 4 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改める。

第 4 条中「第 4 条第 4 項」を「第 7 条第 4 項」に改める。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 1 月 30 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第 2 号

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和 41 年熊本県人事委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表一部事務組合の表中

人吉球磨広域行政組合	事務局長 事務局次長 課長 総務課長補佐 企画課長補佐 総務係長 財政係長
------------	---

を

人吉球磨広域 行政組合	議会事務局	局長
	事務局	局長 次長 課長 総務課長補佐 企画課長補佐 総務係長 財政係長

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。